

審査会委員から事前に寄せられた方法書に対する意見について

箇所	意見内容
P.5.2-1[227] 経済産業大臣の意見 に対する事業者の見 解	大臣意見の「大気質への環境影響を回避・低減されるよう、煙突高さおよび配置に関して、・・・十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。・・・」に対して、事業者の見解として、「大気汚染物質の拡散状況、・・・等について調査、予測および評価を行うとともに、環境保全措置を検討します。」と応えています。しかし、今回の方法書には、その具体的な方法が記載されておらず、真摯に検討がなされたように見られない。
P.6.2-2[240] 調査、予測及び評価 の手法（大気環境）	地上気象観測、上層気象観測の調査結果について、整理および解析を行うとしているが、具体的に何をするのか、その結果は予測および評価にどのように反映されるのか、不明である。「解析を行う。」というのは、具体的に何をするのかを示すこと。
P.6.2-3[241] 調査、予測及び評価 の手法（大気環境）	事業者は「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」等に示す方法により予測を行うとしているが、これでは、方法書としては極めて不適切である。 理由は、 <u>・・・等</u> に示す方法 ということ、事業者は具体的な説明をせずに、白紙委任を求めているからである。「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」に記載されていない事業者にとって都合の良い方法(一般的には不適切と思われる方法)も、この <u>等</u> にあたるとの解釈も可能であるからである。
	「ダウンウオッシュの発生について検討を行う」としているが、具体的に何をするのが示されていない。「2.調査の方法」、「4.調査地域」、「5.調査期間」に記載されている内容はこの検討に使用されるデータの取得に対応しているのかを示すこと。また、どのようなデータに基づいて、どのような計算をして、どのような値になれば、大気環境への影響が軽微であると判断するのかを示すこと。
	「内部境界層・・・既往の研究成果等を参考にして設定する。」としているが、参考にする研究成果の具体的な論文名（著者、タイトル、雑誌名、巻、号、ページ）を示すこと。また、その論文内で複数の選択肢が記載されているのであれば、事業者の施設に適した具体的方法とその根拠も示すこと。ここでも、「等」という記述を削除して、準備書に記載する予定の方法のみを表示すること。